

議案第 77 号

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 5 年朝霞市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 10 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 13 条中「405 円 99 銭」を「586 円 88 銭」に、「23 万 7,188 円」を「31 万 6,250 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

朝霞市長 松下 昌代